

第2章 犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

○主な取組

- ・損害賠償命令制度（平成20年12月1日施行）の運用（法務省）
- ・日本司法支援センターによる支援（民事法律扶助制度の活用）（法務省）

察庁)

重傷病給付金の支給範囲等の拡大及び障害給付金や遺族給付金の引き上げを行い運用。

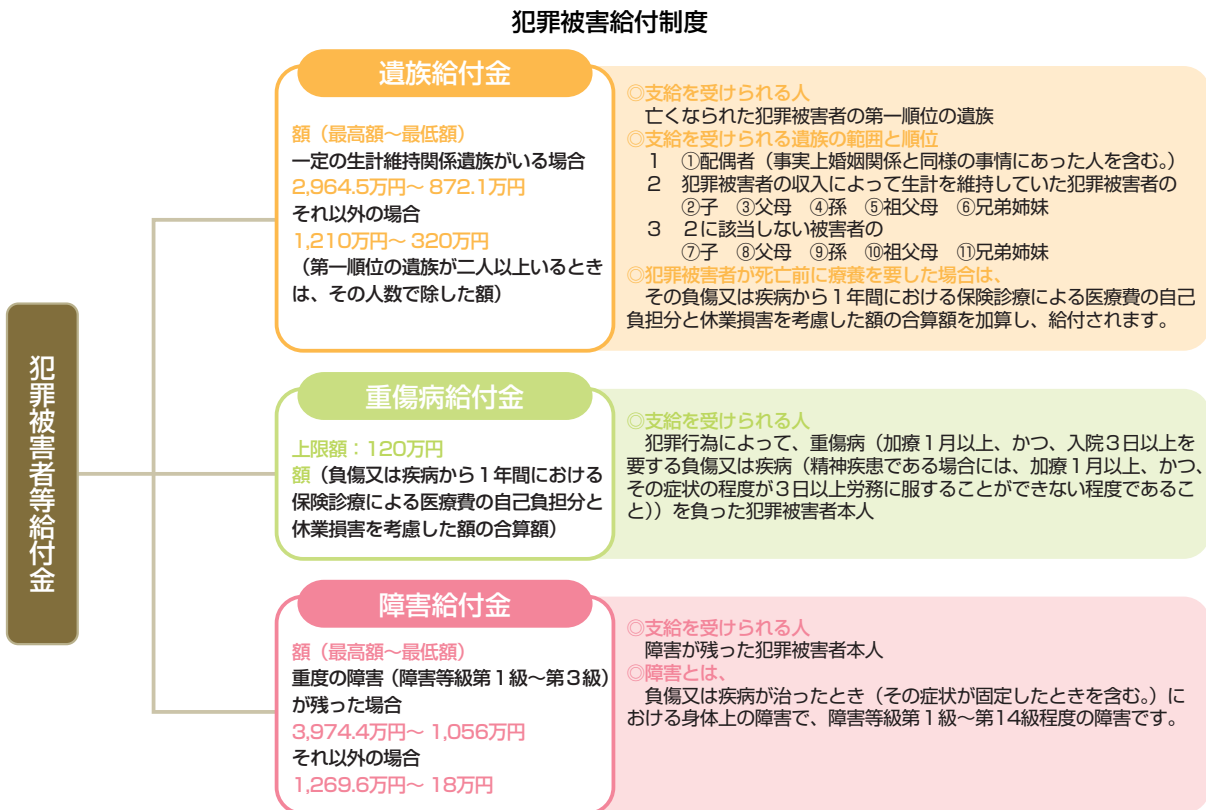
- ・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担（警察庁）

緊急避妊などに要する経費を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減。

(2) 給付金の支給に係る制度の充実等

○主な取組

- ・拡充された犯罪被害給付制度の運用（警



(3) 居住の安定

○主な取組

- ・公営住宅への優先入居等（国土交通省）
平成17年度に策定したガイドラインに基づき、地方公共団体において、犯罪被害者等への優先入居等を実施。警察庁と連携し、入居に関し情報提供。
- ・一時避難場所の借上げ費用の公費負担制度の運用（警察庁）
犯罪被害者等が一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供。

(4) 雇用の安定

○主な取組

- ・被害回復のための休暇制度の必要性に関するリーフレット・ポスターの作成・配布、セミナーの開催（厚生労働省）



2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○主な取組

- ・「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等（厚生労働省）
犯罪被害者の心のケアに関する研修を実施（平成22年度からは、模擬患者等を用いた実際の対応法の提示等を組み合わせた実践的内容）。

による所在確認や同意を前提とした面談を行うなど再犯防止措置を強化。

(2) 安全の確保

○主な取組

- ・加害者に関する情報提供の拡充（法務省、警察庁）
再被害防止のための犯罪被害者等に対する出所情報通知制度の周知徹底のほか、警察において、子どもを対象とした暴力的性犯罪により刑事施設に服役している者の出所情報について、法務省から提供を受け、犯罪の予防や捜査に活用しているところ、平成23年4月からは訪問

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

○主な取組

- ・女性警察官等の配置（警察庁）
警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置を推進。



3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

○主な取組

- ・被害者参加制度及び国選弁護制度の円滑な運用（法務省）



4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等

○主な取組

- ・地方公共団体に対する総合的対応窓口設置の要請（内閣府）
都道府県・政令指定都市に対し、犯罪被害者等から相談があった場合などに総合的な対応を行う窓口の設置を要請。
- ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援ダイヤルの運用による情報提供（法務省）

(2) 調査研究の推進等

○主な取組

- ・犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究（厚生労働省）
平成20年度より「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入

手法の開発に関する研究」を3年計画で行っているところであるが、平成23年度からは「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を3年計画で実施している。

(3) 民間の団体に対する援助

○主な取組

- ・民間団体への支援の充実（警察庁、厚生労働省、法務省、国土交通省）
警察、厚生労働省、法務省及び国土交通省において、民間団体の活動に関する広報、研修に関する講師派遣や会場借上げなどの支援。警察、厚生労働省において、民間団体に財政的援助。

5 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

(1) 国民の理解の増進

○主な取組

- ・犯罪被害者週間「国民のつどい」中央大

会及び地方大会の開催（内閣府）

- ・学校における命のかけがえのなさ等に関する教育の推進（文部科学省）